⑱　低入札価格調査対象工事について
①　対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書により受注業者に改善を指示した場合、その回数に応じ下記の②及び③に示す対策を講ずることとする。
ア　施工確認段階
イ　施工体制点検段階
ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階
②　上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において九州農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。
ア　総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％マイナスする。
イ　公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点マイナスする。
③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、九州農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。
入札参加の制限の考え方　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。ただし、対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。
④　当該対象工事の成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。
⑲　詳細は入札説明書による。

6　Summary (NO. 1)
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akira Inoue Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Cut-off wall (5th construction area) of Subsurface dam of Okinoerabu agriculture irrigation project
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M., 6 June, 2014
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M., 11 July, 2014, in case of submission by document : 12 : 00 P.M., 11 July, 2014, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 10 July, 2014
⑹　Contact point for tender documentation : Takao Sakaguchi The Second Technological Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2―10―1, Nishi-ku Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4727. FAX 096―211―9821.

○第２号

1　工事概要
⑴、⑶、⑷、⑹及び⑺　第１号に同じ
⑵　工事名　沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁（７工区）建設工事
⑸　工期　平成29年１月20日まで
2　競争参加資格　第１号に同じ
3　総合評価落札方式に関する事項　第１号に同じ
4　入札手続等
⑴、⑵、⑶、⑷及び⑹　第１号に同じ
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　電子入札方式による入札　平成26年７月９日から平成26年７月11日正午12時まで
②　紙入札方式による入札　平成26年７月９日から平成26年７月11日正午12時までに工事費内訳書と併せて下記契約係へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。郵送による入札書の受領期限は、平成26年７月10日午後５時までに下記契約係宛て郵送すること。なお、入札執行に先立ち、支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。また、入札書を提出する者が代理人の場合は委任状を添えて提出すること。ＦＡＸによる入札は認めない。
〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎　九州農政局総務部会計課契約係　髙橋　勇雄　電話096―211―9111　内線4080
③　開札　平成26年７月14日午後１時30分　九州農政局入札室　紙入札により入札書を提出した者は開札に立ち会うものとする。
5　その他　第１号に同じ

6　Summary (NO. 2)
⑴, ⑵, ⑷, ⑸ and ⑹　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Cut-off wall (7th construction area) of Subsurface dam of Okinoerabu agriculture irrigation project

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年５月７日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　中野　則夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第５号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　久慈港湾口地区防波堤（北堤）基礎工事
⑶　工事場所　岩手県久慈市久慈港港内
⑷　工事内容　基礎工　１式、被覆・根固工　１式
⑸　工期　平成27年３月27日まで。
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑽　本工事は、入札時に技術提案等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
⒁　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が、1,150点以上の者であること。
なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記点数を950点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。